

令和5年度 第7回吹田市政策会議概要

日 時：令和5年10月20日（月）午前11時30分～正午

場 所：吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

出席者：後藤市長、春藤副市長、辰谷副市長、小西総務部長、中川税務部長、
杉会計管理者、笹野消防長

所 管：【行政経営部（情報政策室）】

今峰行政経営部長、武井室長、濱田参事、松井主幹、桑原主任

案 件	吹田市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例及び同施行規則の制定
担当及び関連部局	行政経営部（情報政策室）
<p>【案件概要】</p> <p>条例等（本市の条例、規則、規程、本市が処理するとされた大阪府条例及び本市が処理するとされた大阪府規則）に基づく手続等（申請、処分通知、縦覧及び作成）に関し、従来の書面による手続等に加えて、情報通信技術を活用した手続等を行えることを示す通則条例として、吹田市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（デジタル手続条例）及び同施行規則を制定するもの。</p>	
<p>【所管部の考え方】</p> <p>「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル手続法、令和元年（2019年）改正・同年12月施行）」では、国の手続等における情報通信技術の活用推進について規定するとともに、地方自治体に対しても同様の施策を講ずる努力義務を定めており、本市でも、手続等の情報通信技術の活用を進めているところである。</p> <p>しかし、各手続等の根拠条例等の規定により書面が前提とされるものも多く、ルールの見直しが必要となっていることから、条例等に基づく手続等に関し、従来の書面による手続等に加えて、情報通信技術を活用した手続等を行えることを示す通則条例としてデジタル手続条例及び同施行規則を制定するもの。</p>	
<p>【質疑概要】</p> <p>質問： 全体の申請、処分通知の数と、今後も書面で行う必要があるものの部局別数や今後電子化予定の240件についてのスケジュールを把握しているか。</p> <p>回答： 本年8月に全庁照会を行い把握している。</p> <p>意見： 電子化する手続数よりも、その手続の利用件数が重要であり、電子化対象手続の利用件数の把握が必要である。また、電子化対象外としている手続きについて、「原本提出必須」は書面が必要なのか、「対面必須」は来庁が必要なのか、なども含めてもう少し掘り下げて、必要に応じた見直しも検討してほしい。</p> <p>意見： デジタル手続に不慣れな人への対応や個人情報の保護などセキュリティ面についての対応も万全を期してほしい。</p>	

指示： 行政はデジタル化が遅れており、総務省のもと全国的にデジタル化を進めていくということである。本条例もその一環であり、市民サービス向上につながる。手続の電子化を含めた行政文書の電子化について、国の動向や制度を注視し、取組を推進していくこと。

【結果】

本件は承認された。会議で出た意見、指示を踏まえて取組を進めること。